【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月16日
【会社名】	株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ
【英訳名】	UNIMAT Retirement Community Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　中川　清彦
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目12番14号　ユニマット青山ビル
【電話番号】	03（5413）8228（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　管理本部長　　寺坂　淳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目12番14号　ユニマット青山ビル
【電話番号】	03（5413）8228（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　管理本部長　　寺坂　淳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　891,486,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	758,712株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

（注）１　平成28年11月16日開催の取締役会決議によります。
２　本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第１項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
３　振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２【株式募集の方法及び条件】

（１）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	758,712株	891,486,600	―
一般募集	―	―	―
計（総発行株式）	758,712株	891,486,600	―

（注）１　第三者割当の方法によります。
２　発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,175	―	100株	平成28年12月２日	―	平成28年12月２日

（注）１　第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
２　発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
３　申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
４　払込期日までに、当該株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われないこととなります。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ　総務部	東京都港区南青山二丁目12番14号

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行　青山支店	東京都港区南青山三丁目８番38号

３【株式の引受け】

該当事項はありません。

４【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
891,486,600	2,000,000	889,486,600

（注）１　発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。
　　２　発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬及び有価証券届出書の作成費用等を予定しております。

（２）【手取金の使途】

本自己株式処分により調達した差引手取金889,486,600円につきましては、「交欒－ＭＡＺＥＲＡＮ－」の設備投資資金、既存の介護事業へのシステム化に向けた投資資金、「小谷流の里」へのシニア向け施設の建設計画に係る資金の一部に充当することを予定しております。

「交欒－ＭＡＺＥＲＡＮ－」の設備投資資金につきましては、平成29年３月に、付加価値の高い有料老人ホーム・新ブランド「交欒－ＭＡＺＥＲＡＮ－」第一号店を神奈川県三浦郡葉山町に立ち上げることとしております。そして、当社は、「交欒－ＭＡＺＥＲＡＮ－」につき、多岐に渡るサービスの提供システムを構築することを通じて、付加価値の高い有料老人ホームとしての地位を確立することを企図しております。具体的な資金使途としましては、既に着工済みの一号店への敷金・開設備品における支出として１億８千８百万円を、平成29年４月に大阪府大阪市にオープン予定で計画を進めている二号店への敷金・開設備品における支出として１億２千２百万円を充当することを予定しております。

既存の介護事業へのシステム化に向けた投資資金につきましては、介護事業において、シフト管理の徹底等、業務の効率化及び人員配置の適正化に取組んでおり、さらに記録・管理・情報共有等のシステム化を進めることでサービスの向上に繋げるとともに、収益力の強化を図ることを考えております。具体的な資金使途としましては、平成28年12月から平成30年３月にかけて、勤怠管理のシステム化における支出として１億１千万円を、介護記録のシステム化における支出として１億５千万円を、情報共有・決裁フローのシステム化における支出として２億２千５百万円を充当することを予定しております。

当社が有する経営資源とノウハウを活用した新たなビジネス領域の開拓及び総合的な「シニアビジネス」の開発を積極的に推し進め、将来的には当社独自のリタイアメント・コミュニティ事業を創設し、先行者利益を確保することで、シニアマーケット全体におけるビジネスシェア拡大を図ることが必要と考えております。その一環として、ユニマットグループが開発を進める千葉県八街市の「小谷流の里」にシニア向け施設の建設を計画しております。これは、健康でアクティブな生活を送るとともに、医療・介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくりをすることを目的としたリタイアメント・コミュニティ事業の取組みの一つです。具体的な資金使途としましては、平成29年４月から平成30年３月にかけて、施設の設計における支出として９千４百万円を充当することを予定しております。なお、施設の建設着工時期につきましては、平成30年４月以降となる見通しであり、施設の設計のため、平成29年４月から平成30年３月にかけて費用が発生する見込みです。

以上のことから、上記差引手取概算額を払込期日以降の各投資資金の一部に充当することを予定しております。

なお、調達資金は、実際に支出するまでは、当社銀行口座にて管理いたします。

具体的な使途	金額（百万円）	支出時期
「交欒－ＭＡＺＥＲＡＮ－」の設備投資資金	310	平成29年１月～平成29年６月
既存の介護事業のシステム化に向けた投資資金	485	平成28年12月～平成30年３月
「小谷流の里」の建設計画に係る資金	94	平成29年４月～平成30年３月

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

ａ　割当予定先の概要（平成28年９月30日現在）

氏名	髙橋　洋二
住所	沖縄県宮古島市
職業の内容	当社取締役 株式会社ユニマットホールディング代表取締役 株式会社ユニマットライフ代表取締役 株式会社カッシーナ・イクスシー代表取締役

ｂ　提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社株式の所有数	1,948,200株
	同氏が代表取締役を兼任している株式会社ユニマットライフ（以下「ユニマットライフ」といいます。）の当社株式の所有数	1,553,420株
	同氏が代表取締役を兼任している株式会社ユニマットホールディング（以下「ユニマットホールディング」といいます。）の当社株式の所有数	9,400株
人事関係	当社取締役	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当社の特定関係事業者（主要な取引先）であるユニマットホールディングの代表取締役であります。同社は、当社のその他の関係会社であるユニマットライフの親会社であり、当社とユニマットホールディングの間では経営指導業務委託契約及び「ユニマット」のブランド使用に係る商標使用権許諾契約を締結しております。また、当社のその他の関係会社であるユニマットライフの代表取締役であります。同社は当社との間で資本業務提携に関する合意書を締結しております。また、当社と同社との間には給茶機・オフィスマット・モップのレンタルの取引や不動産の賃貸借取引があります。その他、ユニマットホールディングの子会社である次の３社との間にはそれぞれ取引があります。株式会社ユニマットリケンと当社の間には、化粧品供給の取引があります。株式会社ユニマットリアルティーと当社の間には、清掃業務委託の取引があります。株式会社ユニマットマミー＆キッズと当社の間には事務委託の取引があります。加えて、当社は、ユニマットホールディングの子会社である、株式会社ユニマットリックの株式を100株、株式会社ユニマットマミー＆キッズの株式を280株、株式会社ユニマットサンシャインの株式を240株、それぞれ所有しております。	

ｃ　割当予定先の選定理由

割当予定先である髙橋洋二氏（以下「髙橋氏」といいます。）は、当社の主要株主であるということのみならず、同じく当社の主要株主であり当社と資本業務提携に関する合意書を締結しているユニマットライフの代表取締役であり、かつ、同社の親会社であるユニマットホールディングの代表取締役であります。当社としては、髙橋氏を割当先とすることにより、ユニマットグループとの提携関係の強化を通じて、当社の成長力と収益力が一段と高まり、シニアマーケットでの確固たる地位の確立につながるものと判断しております。なお、ユニマットライフは当社との間で資本業務提携に関する合意書を締結しておりますが、既に同合意書に基づいて提携関係が構築されているところであり、またユニマットグループ全体との提携関係の強化を図る観点からは、むしろ、ユニマットライフの代表取締役であり、かつ、同社の親会社であるユニマットホールディングの代表取締役及び株主でもある髙橋氏との間でさらなる資本関係の拡充を図ることが有益であると考えております。

また、髙橋氏は現時点において十分な資金を確保できることが具体的に見込まれていることから、髙橋氏に対して本自己株式処分を実行することにより、迅速かつ確実な資金調達を実現することが可能であると判断しております。こうしたことから、髙橋氏は、本自己株式処分の割当予定先として最適であると判断し、髙橋氏を本自己株式処分の割当予定先として決定しました。

ｄ　割り当てようとする株式の数

当社普通株式　758,712株

e　株券等の保有方針

割当予定先である髙橋氏は、当社の主要株主であり、現在も当社株式のうち22.65%（平成28年９月30日現在）を保有しております。今後につきましても、当社は、髙橋氏より、これまでと同様に長期的に継続して当社株式を保有していく意向を口頭により確認しております。

なお、当社は、割当予定先である髙橋氏から、同氏が払込期日から２年以内に本自己株式処分に係る当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f　払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である髙橋氏の銀行口座の平成28年10月31日現在の残高証明書を受領し、本自己株式処分に係る当社普通株式の払込みに要する資金を上回る現預金を有することを確認するとともに、当該資金が、全額自己資金であることおよび払込みを確実に実行することについて髙橋氏から口頭にて確認しております。

g　割当予定先の実態

割当予定先である髙橋氏は、当社の主要株主であり、取締役であります。また、同氏が代表取締役を務める株式会社カッシーナ・イクスシーは、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場に上場しており、同社が同取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：平成28年７月21日）の「Ⅳ　内部統制システム等に関する事項」を確認することにより、当社は同氏が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

また、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

２【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

３【発行条件に関する事項】

a　処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分金額につきましては、恣意性を排除した価額とする為、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日（平成28年11月15日）の東京証券取引所における当社株式の終値である1,175円といたしました。

本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年11月15日）の東京証券取引所における当社株式おける当社株式の終値を採用しましたのは、当該終値が株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであることから、少数株主にとって経済的に不利益とならないものであり、算定根拠として合理的なものであると判断したためです。

また、当該価額は、東京証券取引所における当社株式の当該取締役会決議の直前営業日から遡る直近１ヶ月間（平成28年10月17日から平成28年11月15日まで）における終値平均866円（１円未満切捨）に対して35.68%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアム、同直近３ヶ月間（平成28年８月16日から平成28年11月15日まで）の終値平均781円（１円未満切捨）に対して50.45%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアム、同直近６ヶ月間（平成28年５月16日から平成28年11月15日まで）における終値平均である653円（１円未満切捨）に対して79.94%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムになります。

当該処分金額は、取締役会決議日の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であるとする日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」原則に準拠したものであり、本自己株式処分は有利発行に該当しないものと判断いたしました。

なお、当社取締役の髙橋氏は本自己株式処分の処分予定先であることから、髙橋氏は特別の利害関係を有する取締役に該当するため、当該取締役会の本自己株式処分に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。

当社は、監査等委員会から、当該処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しているうえ、上記算定根拠による処分価額の決定は適正・妥当であり、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

b　処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分に係る株式数は、758,712株（議決権数7,587個）であり、当社の発行済株式数8,598,912株に対して8.82%、平成28年９月30日時点の総議決権数78,257個に対して9.69%となり、一定の希薄化をもたらすことになります。

しかしながら、本自己株式処分は、「交欒－ＭＡＺＥＲＡＮ－」という新たなビジネス領域の開拓、システム投資による介護施設のサービスの向上による収益力の強化および「小谷流の里」におけるシニア向け施設の建設計画という総合的な「シニアビジネス」の開発を推進することを目的としており、かつ、財務体質の強化にもつながることから、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

以上を踏まえ、上記目的が当社の企業価値及び株主価値の向上に資する点を考慮し、本自己株式処分に係る処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

４【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（千株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
髙橋　洋二	沖縄県宮古島市	1,948	24.89%	2,706	31.53%
株式会社ユニマットライフ	東京都港区南青山二丁目12番14号	1,553	19.85%	1,553	18.10%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番１号	220	2.82%	220	2.57%
株式会社東和銀行	東京都千代田区大手町一丁目３番２号　経団連会館６階	174	2.23%	174	2.04%
株式会社シルバーハイツ札幌	群馬県前橋市本町二丁目12番６号	161	2.06%	161	1.88%
山本　良二	大阪府堺市北区	139	1.78%	139	1.62%
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	136	1.75%	136	1.59%
ユニマット　リタイアメント・コミュニティ従業員持株会	東京都港区南青山二丁目12番14号	107	1.38%	107	1.25%
ミツワ電機株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目26番３号	89	1.14%	89	1.04%
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目４番１号	85	1.09%	85	0.99%
計	－	4,616	58.99%	5,375	62.61%

（注）１　平成28年９月30日現在の株主名簿を基準としております。

２　割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年９月30日現在の総議決権数（78,257個）に本自己株式処分により増加した議決権数（7,587個）を加えた数を分母として算出しております。

３　上記表には当社保有の自己株式を含めておりません。平成28年９月30日現在、当社が保有していた自己株式758,712株（ただし、平成28年10月１日以降の単元未満株式の買取分は含んでおりません。）は、割当後は０株となります。

４　所有議決権数の割合は、小数点第三位を四捨五入して記載しております。

６【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

７【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

８【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第１【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第２【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

１　事業等のリスクについて

「第四部　組込情報」の第41期有価証券報告書、第41期訂正有価証券報告書及び第42期第２四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在（平成28年11月16日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている「事業等のリスク」における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

２　臨時報告書の提出

「第四部　組込情報」の第41期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の提出日現在までの間において、以下の臨時報告書を平成28年６月22日に関東財務局長に提出しております。

（平成28年６月22日提出の臨時報告書）

１　提出理由

平成28年６月21日開催の当社第41回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２　報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年６月21日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社の制度が創設されました。つきましては、取締役会の監督機能を強化し、経営の公正性・効率性の向上を図ることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更をおこなうものであります。
なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 当社大規模買付ルール（買収防衛策）の継続はおこなわず期間満了日（平成28年６月21日）にて廃止することに伴い、関連する条文の削除を行うものであります。

(3) 当社の事業の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）の一部表示を変更するものであります。

(4) その他、条文の新設や削除に伴い必要となる条数の変更その他所要の変更をおこなうものであります。

第２号議案　資本金の額の減少の件

当社は、株主の皆様への利益還元をおこなうことを重要な資本政策の一つと認識し、株主還元策を安定的に実施していくことを基本方針としております。この基本方針の実現のため、今後も株主還元策を安定的に実施・継続していくための原資をさらに充実させるとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を図ることを目的として、資本金の額の減少をおこなうものであります。

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額8,479,068,843円のうち、8,379,068,843円を減少し、100,000,000円とすることいたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済み株式総数の変更はおこなわず、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額の減少を上記のとおりおこなった上で、その全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 効力発生日

平成28年７月２日

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、平家伸吾、中川清彦、入江康文、小久保康史、寺坂淳、藤井康彦、谷口礼子、髙橋洋二、山内森夫の９氏を選任するものであります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役として、髙谷裕介、芦田幸一、石橋治朗の３氏を選任するものであります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

補欠の監査等委員として、江口充氏を選任するものであります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額１億2,000万円以内とするものであります。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額2,500万円以内とするものであります。

第８号議案　退任監査役に対し役員退職慰労金贈呈の件

監査役を退任する高橋英生氏に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	49,400	279	―	（注）１	可決　99.44
第２号議案	49,088	591	―	（注）１	可決　98.81
第３号議案				（注）２	
平家　伸吾	49,288	391	―		可決　99.21
中川　清彦	49,233	446	―		可決　99.10
入江　康文	49,242	437			可決　99.12
小久保　康史	49,239	440	―		可決　99.11
寺坂　淳	49,236	443	―		可決　99.11
藤井　康彦	49,240	439	―		可決　99.12
谷口　礼子	49,240	439	―		可決　99.12
髙橋　洋二	49,201	478	―		可決　99.04
山内　森夫	47,858	1,821	―		可決　96.33
第４号議案				（注）２	
髙谷　裕介	49,352	327	―		可決　99.34
芦田　幸一	49,933	1,475	―		可決　99.20
石橋　治朗	49,973	1,435	―		可決　99.24
第５号議案	49,310	369	―	（注）２	可決　99.26
第６号議案	47,871	1,808	―	（注）３	可決　96.36
第７号議案	47,862	1,817	―	（注）３	可決　96.34
第８号議案	47,692	1,987	―	（注）３	可決　96.00

（注）１　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
３　出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

３　資本金の増減について

後記下部「第四部　組込情報」の第41期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日（平成28年６月21日）以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり減少しております。

年月日	資本金		資本剰余金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成28年７月２日（注）	△8,379,068	100,000	8,379,068	8,379,068

（注）　平成28年６月21日開催の第41回定時株主総会において、資本金の額の減少について承認可決され、平成28年７月２日にその効力が発生しております。

４　設備計画の変更

後記下部「第四部　組込情報」の第41期有価証券報告書に記載の「第一部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成28年11月16日）現在以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設等

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手予定年月	開設予定年月	完成後の増加能力
			総額 （千円）	既支払額 （千円）				
交欒　葉山一色 （神奈川県三浦郡葉山町）	介護事業	住宅型有料老人ホーム新設	230,003	42,000	自己資金及び自己株式処分資金	H27.12	H29.３	41室、最大定員77名
仙波グループホームそよ風 （埼玉県川越市）	介護事業	グループホーム新設	6,572	1,350	自己資金	H28.８	H29.３	18名に対するグループホーム
交欒　大阪森ノ宮 （大阪府大阪市）	介護事業	特定施設新設	154,250	24,680	自己資金及び自己株式処分資金	H28.６	H29.４	52名に対する特定施設
南上尾グループホームそよ風 （埼玉県上尾市）	介護事業	グループホーム新設	6,722	1,452	自己資金	H28.６	H29.４	18名に対するグループホーム
川崎麻生グループホームそよ風 （神奈川県川崎市）	介護事業	グループホーム新設	6,872	－	自己資金	H28.９	H29.９	18名に対するグループホーム
交欒　佐島横須賀 （神奈川県横須賀市）	介護事業	住宅型有料老人ホーム新設	105,000	52,500	自己資金	H28.７	H30.６	62室、最大定員108名

（注）１．上記金額には、消費税等は含まれておりません。
２．事業所は賃借物件であり、投資予定額は開設備品及び敷金であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第41期）	自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日	平成28年６月21日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 （第41期）	自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日	平成28年６月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第42期第２四半期）	自　平成28年７月１日 至　平成28年９月30日	平成28年11月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第１【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年６月21日

株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ
取締役会　御中

大光監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　亀　岡　保　夫　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　髙　山　康　宏　㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ（旧会社名　株式会社ユニマットそよ風）の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ（旧会社名　株式会社ユニマットそよ風）及び連結子会社の平成28年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年５月12日開催の取締役会において、平成28年６月21日開催の第41回定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議し、同定時株主総会において承認可決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ（旧会社名　株式会社ユニマットそよ風）の平成28年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ（旧会社名　株式会社ユニマットそよ風）が平成28年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

２　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年６月21日

株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ
取締役会　御中

大光監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　亀　岡　保　夫　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　髙　山　康　宏　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ（旧会社名　株式会社ユニマットそよ風）の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ（旧会社名　株式会社ユニマットそよ風）の平成28年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年５月12日開催の取締役会において、平成28年６月21日開催の第41回定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議し、同定時株主総会において承認可決された。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月11日

株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ
　取締役会　御中

大光監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　亀　岡　保　夫　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　髙　山　康　宏　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間(平成28年７月１日から平成28年９月30日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成28年４月１日から平成28年９月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。
　四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
　当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論
　当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ及び連結子会社の平成28年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
　　２　XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。